

主眼事項及び着眼点等（指定共同生活援助）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p><u>第1 基本方針</u></p>	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的にを行っているか。</u></p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第207条</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
<p><u>第2 人員に関する基準</u></p> <p><u>1 指定共同生活援助事業所の従業者の員数</u></p> <p><u>(1) 世話人</u></p> <p><u>(2) 生活支援員</u></p>	<p><u>指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u></p> <p><u>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</u></p> <p><u>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。</u></p> <p><u>① 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）（区分省令）第1条第4</u></p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第208条第1項</p> <p>平18厚令171第208条第1項第1号</p> <p>平18厚令171第208条第1項第2号</p> <p>平26厚令5第1条</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用者数）が分かる書類（実績表等）</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(3) サービス管理 責任者	<p><u>号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数</u></p> <p>② <u>区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数</u></p> <p>③ <u>区分省令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数</u></p> <p>④ <u>区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2. 5 で除した数</u></p> <p>指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① <u>利用者の数が 30 以下 1 以上</u></p> <p>② <u>利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u></p>	平 18 厚令 171 第 208 条第 1 項第 3 号	<p>用人数) が分かる書類 (実績表等)</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用人数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)</p>
(4) 利用者数の算定	(1) から (3) の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 171 第 208 条第 2 項	利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)
(5) 職務の専従	(1) から (3) に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 208 条第 3 項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
(6) 管理者	<p>① <u>指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</u> (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② <u>指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 209 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 209 条第 2 項</p>	<p>管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類 (資格証、研修修了証等)</p>
第 3 設備に関する基準 設備	<p>① <u>指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設 (入所施設) 又は病院の敷地外にあるようになっているか。</u></p> <p>② <u>指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居 (サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。) を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト</u></p>	<p>法第 43 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条第 2 項</p>	<p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</u></p> <p>③ <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</u></p> <p>④ <u>共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。</u> ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p> <p>⑤ <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。</u></p> <p>⑥ <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</u></p> <p>⑦ <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</u></p> <p>⑧ <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。</u> ア <u>1の居室の定員は、1人とする。</u> （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。） イ <u>1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>⑨ <u>サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。</u> ア <u>入居定員を1人とする。</u> イ <u>日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u> ウ <u>居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(経過措置) (1) 平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）</p>	<p>平18厚令171 第210条第3項</p> <p>平18厚令171 第210条第4項</p> <p>平18厚令171 第210条第5項</p> <p>平18厚令171 第210条第6項</p> <p>平18厚令171 第210条第7項</p> <p>平18厚令171 第210条第8項</p> <p>平18厚令171 第210条第9項</p> <p>平18厚令171 附則第12条</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>(3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通所寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について、第3の規定を適用する場合においては、当分の間、第3の⑦中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。</p>	<p>平18厚令171附則第18条</p> <p>平18厚令171附則第19条</p> <p>法第43条第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条準用（第9条第1項）</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>
	<p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条準用（第9条第2項）</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 提供拒否の禁止	指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 11 条)	適宜必要と認める資料
3 連絡調整に対する協力	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 12 条)	適宜必要と認める資料
4 受給資格の確認	<u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 14 条)	受給者証の写し
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 15 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 15 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料
6 心身の状況等の把握	<u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 17 条 第 1 項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 17 条 第 2 項)	個別支援計画 ケース記録
8 サービスの提供の記録	(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 53 条の 2 第 1 項)	サービス提供の記録
	(2) <u>指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 53 条の 2	サービス提供の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 入退居	<p><u>て確認を受けているか。</u></p> <p>(1) <u>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	<p>第2項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 4 項</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 アセスメント記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録</p> <p>ケース記録 サービス提供の記録</p> <p>他サービスとの連携状況が分かる書類(ケース記録、サービス提供の記録等)</p>
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
11 指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 1 項</p>	<p>請求書 領収書</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	<p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 2 項	請求書 領収書
	<p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u> <u>① 食材料費</u> <u>② 家賃(障害者総合支援法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第 2 項において準用する同法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</u> <u>③ 光熱水費</u> <u>④ 日用品費</u> <u>⑤ ①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 3 項	請求書 領収書
	<p>(4) <u>指定共同生活援助事業者は、(1) から(3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 4 項	領収書
	<p>(5) <u>指定共同生活援助事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 5 項	重要事項説明書
	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)) が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</u> <u>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 170 条の 2 第 1 項)	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 170 条の 2 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>通知の写し</p> <p>サービス提供証明書の写し</p>
15 指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切</p>	<p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 210 条の 5</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 共同生活援助 計画の作成等	丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	第3項	
	(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平18厚令171 第210条の5 第4項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第1項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第2項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第3項)	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第4項)	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第5項)	サービス担当者会議の記録
(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第6項)	個別支援計画	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 サービス管理責任者の責務	(7) サービス管理責任者は、 <u>共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 7 項)	利用者に交付した記録 個別支援計画
	(8) サービス管理責任者は、 <u>共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握 (モニタリング (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)) を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 8 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	(9) サービス管理責任者は、 <u>モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> ① <u>定期的に利用者に面接すること。</u> ② <u>定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 9 項)	モニタリング記録 面接記録
	(10) <u>共同生活援助計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 58 条 第 10 項)	(2) から (7) に掲げる確認資料
	サービス管理責任者は、 <u>共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> ① <u>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u> ② <u>利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u> ③ <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u> ④ <u>他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u>	平 18 厚令 171 第 210 条の 6	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録 指定生活介護事業所等との連絡調整した記録 他の従業者に指導及び助言した記録
18 相談及び援助	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 60 条)	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
19 介護及び家事等	<p>の援助を行っているか。</p> <p><u>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p> <p><u>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</u></p> <p><u>(3) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条第 3 項</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p>
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条の 2 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 211 条の 2 第 3 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
21 緊急時等の対応	<p><u>従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 28 条）</p>	<p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 88 条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 66 条 第 1 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
24 運営規程	<p>(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章(第5節及び第6節を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p><u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u></p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平18厚令171第213条準用(第66条第2項)</p> <p>平18厚令171第211条の3</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>運営規程</p>
25 勤務体制の確保等	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</u></p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、<u>利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。)</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</u></p> <p>(5) <u>指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p>(6) <u>指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上</u></p>	<p>平18厚令171第212条第1項</p> <p>平18厚令171第212条第2項</p> <p>平18厚令171第212条第3項</p> <p>平18厚令171第212条第4項</p> <p>平18厚令171第212条第5項</p> <p>平18厚令171第212条第6項</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p> <p>勤務形態一覧表 または雇用形態が分かる書類</p> <p>委託契約書 業務報告書</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
26 支援体制の確保	<p><u>必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 212 条の 2	適宜必要と認める資料
27 業務継続計画の策定等	<p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</u></p> <p><u>(3) 指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 33 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 33 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用(第 33 条の 2 第 3 項)</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
28 定員の遵守	<p><u>指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。</u> (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	平 18 厚令 171 第 212 条の 3	運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)
29 非常災害対策	<p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</u></p> <p><u>(2) 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p><u>(3) 指定共同生活援助事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 70 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 70 条 第 3 項)</p>	<p>非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>
30 衛生管理等	<p><u>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条	衛生管理に関する書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
31 協力医療機関等	<p><u>衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</u></p>	<p>準用（第90条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条 準用（第90条第2項）</p> <p>平18厚令171第212条の4第1項</p> <p>平18厚令171第212条の4第2項</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
32 掲示	<p><u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条 準用（第92条第1項・第2項）</p>	<p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を</u></p>	<p>平18厚令171第213条 準用（第35条の2第1項）</p> <p>平18厚令171第213条 準用（第35条の2第2項）</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されて</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 秘密保持等	<p><u>記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>(1) <u>指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 35 条の 2 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 36 条第 3 項）</p>	<p>いる記録、理由が分かる書類等)</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>個人情報同意書</p>
35 情報の提供等	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p>(2) <u>指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 37 条第 2 項）</p>	<p>情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）</p> <p>事業者の H P 画面・パンフレット</p>
36 利益供与等の禁止	<p>(1) <u>指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 38 条第 1</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 苦情解決	う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	項)	
	(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 38 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
	(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 2 項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 3 項)	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 4 項)	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	
(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が	平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 5 項)	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
38 事故発生時の 対応	<p>行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 39 条第 7 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 40 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 40 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条 準用 (第 40 条第 3 項)</p>	<p>都道府県等への報告書</p> <p>運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p> <p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p> <p>事故の対応記録 ヒヤリハットの記録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料 (賠償責任保険書類等)</p>
39 虐待の防止	<p>指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>第 213 条 準用 (第 40 条の 2)</p>	<p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
40 会計の区分	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 地域との連携等	<p><u>共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p> <p>指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>準用（第41条）</p> <p>平18厚令171第213条 準用（第74条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
42 記録の整備	<p><u>（1）指定共同生活援助事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p><u>（2）指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p>① <u>共同生活援助計画</u> ② <u>サービスの提供の記録</u> ③ <u>支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u> ④ <u>身体拘束等の記録</u> ⑤ <u>苦情の内容等の記録</u> ⑥ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>平18厚令171第213条 準用（第75条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条 準用（第75条第2項）</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>
43 電磁的記録等	<p>（1）指定障害福祉サービス事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。</p> <p>（2）指定障害福祉サービス事業者及びその従業員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者</p>	<p>平18厚令171第224条第1項</p> <p>平18厚令171第224条第2項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>1 地域移行支援型ホーム (1) 地域移行支援型ホームの特例</p> <p>(2) 共同生活住居の構造等</p> <p>(3) 指定共同生活援助の提供期間</p> <p>(4) 指定共同生活援助の取扱方針</p> <p>(5) 共同生活援助計画の作成等</p>	<p>である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。</p> <p>(地域移行支援型ホーム、特例)</p> <p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、第3の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p> <p>② ①の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における指定共同生活援助の事業について第3の②から⑨までの規定を適用する場合においては、②中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p> <p>地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。</p> <p>地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。</p> <p>地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(23)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p> <p>地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第4の16の規定を適用する</p>	<p>平18厚令171附則第7条第1項</p> <p>平18厚令171附則第7条第1項第1号 平17法123第89条第1項、第2項第2号</p> <p>平18厚令171附則第7条第1項第2号</p> <p>平18厚令171附則第7条第2項</p> <p>平18厚令171附則第7条の2</p> <p>平18厚令171附則第8条</p> <p>平18厚令171附則第9条</p> <p>平18厚令171附則第10条</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>第4-16に掲げる確認資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(6) 協議の場の設置</p> <p>2 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例</p>	<p>場合においては、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から(経過措置)1の(3)に定める期間内に(経過措置)1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。</p> <p>① 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(協議会等)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(1) 第4の19の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和3年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>(2) 第4の19の(3)の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和3年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること</p>	<p>平18厚令171附則第11条第1項</p> <p>平18厚令171附則第11条第2項</p> <p>平18厚令171附則第18条の2第1項</p> <p>平18厚令171附則第18条の2第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第5 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針</u></p>	<p>(3) (1)及び(2)の場合において、第2の1(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(経過措置)2の(1)又は(2)の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数」としているか。</p> <p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p> <p>(4) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</u></p>	<p>平18厚令171附則第18条の2第3項</p> <p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第213条の3</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p> <p>運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p> <p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
<p>第6 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準</u></p> <p>1 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u></p>	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u></p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第213条の4第1項</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>の従業者の員数</u> <u>(1) 世話人</u>	<u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 1 号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(2) 生活支援員</u>	<u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。</u> <u>① 区分省令第 1 条第 4 号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数</u> <u>② 区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数</u> <u>③ 区分省令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数</u> <u>④ 区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 2 号 平 26 厚令 5 第 1 条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(3) サービス管理責任者</u>	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</u> <u>① 利用者の数が 30 以下 1 以上</u> <u>② 利用者の数が 31 以上 1 に利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 1 項第 3 号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(4) 夜間支援従事者</u>	<u>(1) から (3) に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員）を置いているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 2 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
<u>(5) 利用者数の算定</u>	<u>(1) から (3) の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 3 項	利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
<u>(6) 職務の専従</u>	<u>(1) から (4) に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</u> <u>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 4 項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(7) 常勤	(1)から(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 4 第 5 項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)
(8) 管理者	<p>① <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</u> (ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 5 準用 (第 209 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 5 準用 (第 209 条第 2 項)</p>	<p>管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類 (資格証、研修終了証等)</p>
第 7 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準	① <u>日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようになっているか。</u>	法第 43 条第 2 項	建物の周辺図 平面図 【目視】
	② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は 4 人以上となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 2 項	平面図 【目視】
	③ <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 3 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	④ <u>共同生活住居は、その入居定員は 2 人以上 10 人以下となっているか。</u> ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合で、1 つの建物に複数の共同生活住居を設けた場合において、1 つの建物の入居定員の合計は 20 人以下となっているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 4 項	平面図 【目視】
	⑤ <u>既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 20 人 (都道府県知事が特に必要があると認めるときは 30 人) 以下となっているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 5 項	平面図 【目視】
	⑥ <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④及び⑤</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 6 第 6 項	平面図 【目視】

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第8 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p>	<p><u>の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。</u></p> <p>⑦ <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</u></p> <p>⑧ <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</u></p> <p>⑨ <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。</u> <u>ア 1の居室の定員は、1人とする。</u> <u>（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。）</u> <u>イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>平18厚令171第213条の6第7項</p> <p>平18厚令171第213条の6第8項</p> <p>平18厚令171第213条の6第9項</p> <p>法第43条第2項</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p>
	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が日中サービス支援型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条の11準用（第9条第1項）</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書</p>
	<p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u></p>	<p>平18厚令171第213条の11準用（第9条第2項）</p>	<p>重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面</p>
	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平18厚令171第213条の11準用（第11条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しく</p>	<p>平18厚令171第213条の11準用（第12条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 受給資格の 認	<p>は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 14 条)	受給者証の写し
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 15 条第 1 項)	適宜必要と認める資料
6 心身の状況等の把握	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 17 条第 1 項)	個別支援計画 ケース記録
8 サービスの提供の記録	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から日中サービス支援型</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 53 条の 2 第 1 項)	サービス提供の記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
9 入退居	<p><u>指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</u></p> <p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</u></p> <p>(4) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p>	<p>第2項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 2 第 4 項)</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 アセスメント記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録</p> <p>ケース記録 サービス提供の記録</p> <p>他サービスとの連携状況が分かる書類(ケース記録、サービス提供の記録等)</p>
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 3 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 3 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
12 <u>利用者負担額等の受領</u>	(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 1 項)	請求書 領収書
	(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 2 項)	請求書 領収書
	(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u> ① <u>食材料費</u> ② <u>家賃(障害者総合支援法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第 2 項において準用する同法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</u> ③ <u>光熱水費</u> ④ <u>日用品費</u> ⑤ <u>①から④のほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 3 項)	請求書 領収書
	(4) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 4 項)	領収書
	(5) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 4 第 5 項)	重要事項説明書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 170 条の 2 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 170 条の 2 第 2 項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から日中サービス支援型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 23 条第 2 項）</p>	<p>通知の写し</p> <p>サービス提供証明書の写し</p>
15 日中サービス支援型指定共同生活援助の取扱	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る個別支援計画（日中サービス支</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 210 条の</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
方針	<p>支援型共同生活援助計画)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行う場合には、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>5 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 5 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 5 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 5 第 4 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
16 日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</u></p> <p>(2) <u>サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント) を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u></p> <p>(3) <u>アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 58 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171</p>	<p>個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p> <p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p> <p>個別支援計画の</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日中サービス支援型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した日中サービス支援型共同生活援助計画の原案を作成しているか。</u></p> <p><u>この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて日中サービス支援型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u></p> <p><u>(5) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</u></p> <p><u>(6) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u></p> <p><u>(7) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成した際には、当該日中サービス支援型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。</u></p> <p><u>(8) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成後、日中サービス支援型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、日中サービス支援型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて日中サービス支援型共同生活援助計画の変更を行っているか。</u></p> <p><u>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u></p> <p><u>① 定期的に利用者に面接すること。</u></p> <p><u>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</u></p> <p><u>(10) 日中サービス支援型共同生活援助計画に</u></p>	<p>第 213 条の 11 準用（第 58 条第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 58 条第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 58 条第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 58 条第 7 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 58 条第 8 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 58 条第 9 項）</p> <p>平 18 厚令 171</p>	<p>原案 他サービスとの連携状況が分かる書類</p> <p>サービス担当者会議の記録</p> <p>個別支援計画</p> <p>利用者に交付した記録 個別支援計画</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>モニタリング記録 面接記録</p> <p>(2) から (7) に掲</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>17 サービス管理 責任者の責務</p>	<p><u>変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</u></p> <p>サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① <u>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p>② <u>利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>③ <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p>④ <u>他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u></p>	<p>第 213 条の 11 準用 (第 58 条 第 10 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 210 条の 6)</p>	<p>げる確認資料</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録</p> <p>指定生活介護事業所等との連絡調整した記録</p> <p>他の従業者に指導及び助言した記録</p>
<p>18 実施主体</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定障害福祉サービス基準第 114 条に規定する指定短期入所 (同基準第 115 条第 1 項に規定する併設事業所又は同基準同条第 3 項に規定する単独型事業所に係るものに限る。) を行うものとなっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 7 平 18 厚令 171 第 115 条第 1 項、第 3 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>19 相談及び援助</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 60 条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
<p>20 介護及び家事等</p>	<p>(1) <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p> <p>(2) <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 3 項</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(4) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。</u></p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 9 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 9 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 9 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 9 第 4 項</p>	<p>勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
22 協議の場の設置等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1) の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 10 第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
23 緊急時等の対応	<p><u>従業者は、現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 28 条）</p>	<p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
24 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 88 条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
25 管理者の責務	<p>する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 66 条第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
26 運営規程	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u></p> <p>① <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>② <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>③ <u>入居定員</u></p> <p>④ <u>指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>⑤ <u>入居に当たっての留意事項</u></p> <p>⑥ <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>⑦ <u>非常災害対策</u></p> <p>⑧ <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>⑨ <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 211 条の 3)</p>	<p>運営規程</p>
27 勤務体制の確保等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>(1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。(た</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 3 項)</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p> <p>勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 <u>業務継続計画の策定等</u>	<p>だし、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。)</p>		
	<p>(4) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により日中サービス支援型指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 4 項)</p>	<p>委託契約書 業務報告書</p>
	<p>(5) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 5 項)</p>	<p>研修計画、研修実施記録</p>
	<p>(6) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条第 6 項)</p>	<p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>
	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 33 条の 2 第 1 項)</p>	<p>業務継続計画</p>
	<p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 33 条の 2 第 2 項)</p>	<p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>
29 <u>支援体制の確保</u>	<p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 33 条の 2 第 3 項)</p>	<p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条の 2)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
30 <u>定員の遵守</u>	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条の 3)</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
31 非常災害対策	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 70 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 70 条 第 3 項)</p>	<p>非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練に参加していることが分かる書類</p>
32 衛生管理等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 90 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 90 条 第 2 項)</p>	<p>衛生管理に関する書類</p> <p>衛生管理に関する書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p>
33 協力医療機関等	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条の 4 第 1 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 掲示	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより(1)の規定による掲示に代えているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 212 条の 4 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 92 条 第 1 項・第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 35 条の 2 第 3 項)</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
36 秘密保持等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11</p>	<p>従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業者及び管理者の秘密保持誓</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 情報の提供等	<p><u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、他の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p> <p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>準用 (第 36 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 36 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 37 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 37 条第 2 項)</p>	<p>約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書 (就業規則等)</p> <p>個人情報同意書</p> <p>情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>事業者の H P 画面・パンフレット</p>
38 利益供与等の禁止	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 38 条第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
39 苦情解決	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 39 条第 7 項)</p>	<p>導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県等への報告書</p> <p>運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p>
40 事故発生時の対応	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利	平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用 (第 40 条第 1 項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 虐待の防止	<p><u>用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 40 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 40 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 40 条の 2）</p>	<p>告記録</p> <p>事故の対応記録 ヒヤリハットの記録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
42 会計の区分	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 41 条）</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
43 地域との連携等	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 74 条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
44 記録の整備	<p>(1) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該日中サービス支援</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 11 準用（第 75 条第 2 項）</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>45 電磁的記録等</p> <p>1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例</p>	<p><u>型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p><u>① 日中サービス支援型共同生活援助計画</u></p> <p><u>② サービスの提供の記録</u></p> <p><u>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>④ 身体拘束等の記録</u></p> <p><u>⑤ 苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。</p> <p>(特例)</p> <p>(1) 第8の20の(4)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規</p>	<p>平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 18 条の 2 第 1 項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第9 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針</p>	<p>定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和3年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p>		
	<p>(2) 第8の20の(4)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和3年3月31日までの間、当該利用者については、適用していないか。</p> <p>① 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>② 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること</p>	<p>平18厚令171附則第18条の2第2項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(3) (1)及び(2)の場合において、第6の1(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(経過措置)1の(1)又は(2)の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数」としているか。</p>	<p>平18厚令171附則第18条の2第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
		<p>法第43条</p>	
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</u></p>	<p>平18厚令171第3条第1項</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。</u></p>	<p>平18厚令171第3条第2項</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>	
<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止</u></p>	<p>平18厚令171第3条第3項</p>	<p>運営規程 研修計画、研修実</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第 10 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準</p> <p>1 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 世話人</p> <p>(2) サービス管理責任者</p> <p>(3) 利用者数の算定</p> <p>(4) 職務の専従</p>	<p><u>等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u></p>		<p>施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類</p>
	<p><u>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 13</p>	<p>運営規程 個別支援計画 ケース記録</p>
	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</u></p>	<p>法第 43 条第 1 項</p>	
	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。(ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除した数以上となっているか。)</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 14 第 1 項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</u> ① 利用者の数が 30 以下 1 以上 ② 利用者の数が 31 以上 1 に利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 14 第 1 項第 2 号</p>	<p>勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)</p>
<p><u>(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 14 第 2 項</p>	<p>利用者数(平均利用人数)が分かる書類(利用者名簿等)</p>	
<p><u>(1)及び(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 14 第 3 項</p>	<p>従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>(5) 管理者</p> <p>第 11 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準</p>	<p>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>① 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p> <p>① 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、<u>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。</u></p> <p>② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、<u>1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②、④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</u></p> <p>③ <u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</u></p> <p>④ <u>共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。</u> ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p> <p>⑤ <u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、④の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 15 準用（第 209 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 15 準用（第 209 条第 2 項）</p> <p>法第 43 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 16 準用（第 210 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 16 準用（第 210 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 16 準用（第 210 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 16 準用（第 210 条第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 16 準用（第 210 条第 5 項）</p>	<p>管理者の雇用形態が分かる書類 管理者の勤務実績表（タイムカード）</p> <p>管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証、研修修了証等）</p> <p>建物の周辺図 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>とする。)となっているか。</p> <p>⑥ <u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</u></p> <p>⑦ <u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</u></p> <p>⑧ <u>ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。</u> <u>ア 1の居室の定員は、1人とする。</u> <u>(ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。</u> <u>ことができる。)</u> <u>イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>⑨ <u>サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。</u> <u>ア 入居定員を1人とする。</u> <u>イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u> <u>ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(経過措置) (1) 平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日(施行日)において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第11の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第11の⑦及び⑧の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号(旧指定基準)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p> <p>(3) 施行日において現に存する身体障害者福</p>	<p>平18厚令171第213条の16準用(第210条第6項)</p> <p>平18厚令171第213条の16準用(第210条第7項)</p> <p>平18厚令171第213条の16準用(第210条第8項)</p> <p>平18厚令171第213条の16準用(第210条第9項)</p> <p>平18厚令171附則第12条</p> <p>平18厚令171附則第18条</p> <p>平18厚令171</p>	<p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>平面図 設備・備品等一覧表 【目視】</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認め</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>第 12 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 受給資格の確認</p>	<p>祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について、第 7 の規定を適用する場合においては、当分の間、第 11 の⑦中「2 人以上 10 人以下」とあるのは「2 人以上 30 人以下」とし、第 11 の⑧のイの規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。</p> <p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u></p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提</p>	<p>附則第 19 条</p> <p>法第 43 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 17 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 17 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 11 条)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 12 条)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22</p>	<p>る資料</p> <p>重要事項説明書 利用契約書</p> <p>重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面</p> <p>適宜必要と認め る資料</p> <p>適宜必要と認め る資料</p> <p>受給者証の写し</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>準用（第14条）</p> <p>平18厚令171第213条の22 準用（第15条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の22 準用（第15条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
6 心身の状況等の把握	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の22 準用（第16条）</p>	<p>アセスメント記録 ケース記録</p>
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の22 準用（第17条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の22 準用（第17条第2項）</p>	<p>個別支援計画 ケース記録</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p>
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平18厚令171第213条の22 準用（第53条の2第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の22 準用（第53条の2第2項）</p>	<p>サービス提供の記録</p> <p>サービス提供の記録</p>
9 入退居	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者</p>	<p>平18厚令171第213条の22</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</u>	準用 (第 210 条の 2 第 1 項)	記録 アセスメント記録
	<u>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 2 項)	個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録
	<u>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 3 項)	ケース記録 サービス提供の記録
	<u>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 2 第 4 項)	他サービスとの連携状況が分かる書類 (ケース記録、サービス提供の記録等)
10 入居の記録の記載等	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 3 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 3 第 2 項)	適宜必要と認める資料
11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 20 条第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 20 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
12 利用者負担額等の受領	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けている	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 1 項)	請求書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	<p>か。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 2 項)	請求書 領収書
	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、<u>指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</u></p> <p>① 食材料費</p> <p>② 家賃(障害者総合支援法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第 2 項において準用する同法第 29 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)</p> <p>③ 光熱水費</p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ ①から④のほか、<u>外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 3 項)	請求書 領収書
	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1) から(3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、<u>当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 4 項)	領収書
	<p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、<u>あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 4 第 5 項)	重要事項説明書
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)</u> が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 170 条の 2 第 1 項)	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>		
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 23 条第 1 項）	通知の写し
	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 23 条第 2 項）	サービス提供証明書の写し
15 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サ</u></p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 210 条の 5 第 1 項）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<p>ービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>		
	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 5 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 5 第 3 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 210 条の 5 第 4 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 1 項)</p>	<p>個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類</p>
	<p>(2) <u>サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント) を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 2 項)</p>	<p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録</p>
	<p>(3) <u>アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</u> <u>この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 3 項)</p>	<p>アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録</p>
<p>(4) <u>サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 58 条 第 4 項)</p>	<p>個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 サービス管理責任者の責務	<p><u>での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。</u> <u>この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u></p>		
	<p>(5) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 58 条第 5 項）	サービス担当者会議の記録
	<p>(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 58 条第 6 項）	個別支援計画
	<p>(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 58 条第 7 項）	利用者に交付した記録 個別支援計画
	<p>(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 58 条第 8 項）	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 58 条第 9 項）	モニタリング記録 面接記録
	<p>(10) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 58 条第 10 項）	(2) から (7) に掲げる確認資料
	<p>サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 210 条の 6）	個別支援計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 相談及び援助	<p><u>指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p>② <u>利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>③ <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p>④ <u>他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 60 条)	<p>アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録</p> <p>指定生活介護事業所等との連絡調整した記録</p> <p>他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
19 介護及び家事等	<p>(1) <u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</u></p> <p>(2) <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条第 3 項)</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p> <p>勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p> <p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p>
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条の 2 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
21 緊急時等の対応	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p><u>従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 211 条の 2 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 28 条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録</p>
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたときと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 88 条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 14 章第 6 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 66 条第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
24 受託居宅介護サービスの提供	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 18 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 18 第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
25 運営規程	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</u></p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 19</p>	<p>運営規程</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
26 受託居宅介護サービス事業者への委託	<p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居定員</p> <p>④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>⑥ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 非常災害対策</p> <p>⑨ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。</p> <p>(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。</p> <p>(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 6 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
27 勤務体制の確保等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 2 項</p>	<p>従業者の勤務表</p> <p>個別支援計画 ケース記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p><u>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</u></p> <p><u>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</u></p> <p><u>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 5 項</p>	<p>委託契約 業務報告書</p> <p>研修計画、研修実施記録</p> <p>就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類</p>
28 業務継続計画の策定等	<p><u>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</u></p> <p><u>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 33 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 33 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 33 条の 2 第 3 項)</p>	<p>業務継続計画</p> <p>研修及び訓練を実施したことが分かる書類</p> <p>業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類</p>
29 支援体制の確保	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 212 条の 2)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
30 定員の遵守	<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 212 条の 3)</p>	<p>運営規程 利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)</p>
31 非常災害対策	<p><u>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 70 条 第 1 項)</p>	<p>非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
32 衛生管理等	<p><u>関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</u></p> <p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 70 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 70 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 90 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 90 条第 2 項）</p>	<p>通報・連絡体制 消防用設備点検 の記録</p> <p>避難訓練の記録 消防署への届出</p> <p>地域住民が訓練 に参加している ことが分かる書 類</p> <p>衛生管理に關す る書類</p> <p>衛生管理に關す る書類</p> <p>委員会議事録</p> <p>感染症及び食中 毒の予防及びま ん延の防止のた めの指針</p> <p>研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類</p>
33 協力医療機 関等	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 212 条の 4 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 212 条の</p>	<p>適宜必要と認め る資料</p> <p>適宜必要と認め る資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 掲示	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、これらの事項を記載した書面を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	<p>4 第 2 項) 平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 92 条第 1 項・第 2 項)</p>	<p>事業所の掲示物又は備え付け閲覧物</p>
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (身体拘束等) を行っていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 35 条の 2 第 3 項)</p>	<p>個別支援計画 身体拘束等に関する書類</p> <p>身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)</p> <p>委員会議事録</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p>
36 秘密保持等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがな</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 36 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 36 条第 2 項)</p>	<p>従業員及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>従業員及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
37 情報の提供等	<p><u>いよう、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u></p> <p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 36 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 37 条 第 2 項)</p>	<p>置を講じたことが分かる文書 (就業規則等)</p> <p>個人情報同意書</p> <p>情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>事業者の H P 画面・パンフレット</p>
38 利益供与等の禁止	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
39 苦情解決	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22</p>	<p>苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物</p> <p>苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル</p> <p>市町村からの指導または助言を</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>準用 (第 39 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 39 条第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 39 条第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 39 条第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 39 条第 7 項)</p>	<p>受けた場合は改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合は改善したことが分かる書類</p> <p>都道府県等への報告書運営</p> <p>適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料</p>
40 事故発生時の対応	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用 (第 40 条第 1 項)</p>	<p>事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
41 虐待の防止	<p><u>な措置を講じているか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u></p> <p>(3) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u></p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u></p> <p>② <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 40 条の 2）</p>	<p>事故の対応記録 ヒヤリハットの記録</p> <p>再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）</p> <p>委員会議事録</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者を配置していることが分かる書類</p>
42 会計の区分	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 41 条）</p>	<p>収支予算書・決算書等の会計書類</p>
43 地域との連携等	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 74 条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
44 記録の整備	<p>(1) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</u></p> <p>(2) <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用</u></p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 213 条の 22 準用（第 75 条第 2 項）</p>	<p>職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類</p> <p>左記①から⑥までの書類</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
45 電磁的記録等	<p><u>型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。</u></p> <p>① <u>外部サービス利用型共同生活援助計画</u></p> <p>② <u>サービスの提供の記録</u></p> <p>③ <u>支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>④ <u>身体拘束等の記録</u></p> <p>⑤ <u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>⑥ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は4の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項</p>	<p>電磁的記録簿冊</p> <p>適宜必要と認める資料</p>
<p>1 地域移行支援型ホーム</p> <p>(1) 地域移行支援型ホームの特例</p>	<p>(地域移行支援型ホーム)</p> <p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成 37 年 3 月 31 日までの間、第 7 の①の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における外部サービス利用型指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の外部サービス利用型指定共同生活援助の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 1 号 平 17 法 123 第 89 条第 1 項、第 2 項第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条 第 1 項第 2 号</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
(2) 共同生活住居の構造等	<p>② ①の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第7の②から⑨までの規定を適用する場合においては、②中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p> <p>地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。</p>	平18厚令171附則第7条第2項	適宜必要と認める資料
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間	<p>地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。</p>	平18厚令171附則第8条	適宜必要と認める資料
(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	<p>地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から(3)に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p>	平18厚令171附則第9条	適宜必要と認める資料
(5) 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<p><u>地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第12の16の規定を適用する場合においては、同(2)中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から(経過措置)1の(3)に定める期間内に(経過措置)1の(4)に規定する住宅等に移行すること」と、同(4)中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。</u></p>	平18厚令171附則第10条	第12-16に掲げる確認資料
(6) 協議の場の設置	<p>① 地域移行支援型ホーム事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	平18厚令171附則第11条第1項	適宜必要と認める資料
	<p>② 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(協議会等)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	平18厚令171附則第11条第2項	
第13 変更の届出等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サ</p>	法第46条第1項施行規則第34条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(2) <u>共同生活援助サービス費(Ⅰ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(3) <u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(2)に規定する指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(4) <u>共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、(2)及び(3)に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(5) <u>令和6年3月31日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、(2)から(4)までにかかわらず、次の①から③までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。</u> <u>①(2)に規定する指定共同生活援助事業所の場合</u> ア 区分6 444単位 イ 区分5 398単位 ウ 区分4 364単位 <u>②(3)に規定する指定共同生活援助事業所の場合</u> ア 区分6 393単位 イ 区分5 346単位 ウ 区分4 314単位 <u>③(4)に規定する指定共同生活援助事業所の場合</u> ア 区分6 359単位 イ 区分5 313単位 ウ 区分4 281単位</p> <p>(6) <u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(7) <u>共同生活援助サービス費(5)に規定する</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の 注2</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の 注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の 注4</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の 注5</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の 注6</p> <p>平18厚告523</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>場合を含む。)の算定に当たって、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定しているか。 (ただし、③及び⑤に該当する場合にあっては、③に掲げる割合を所定単位数に乘以て得た額を、④及び⑤に該当する場合にあっては、④に掲げる割合を所定単位数に乘以て得た額を算定しているか。)</p> <p>① 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>③ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95</p> <p>④ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93</p> <p>⑤ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 100分の95</p> <p>(8) 第4の33の(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の33の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。</p> <p>(9) 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間((5)の適用を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間((5)の適用を受けている間に限る。)を除く。)は、共同生活援助サービス費を算定していないか。</p>	<p>別表第15の1の注7</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注7の(1) 平18厚告550の十</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注7の(2)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注7の(3)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注7の(4)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注7の(5)</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注8</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の注9</p>	<p>報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>2の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費</p>	<p>(1) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。)に対して、日中サービス支援型</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の2の注1</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書																								
	<p><u>指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(2) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(3) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(4) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については、(2)及び(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(5) <u>日中を共同生活住居（第5の(4)に規定する共同生活住居をいう。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の①から③までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。ただし、(7)に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p>① (2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <table border="0" data-bbox="517 1585 858 1776"> <tr><td>ア 区分6</td><td>910 単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>793 単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>712 単位</td></tr> <tr><td>エ 区分3</td><td>563 単位</td></tr> <tr><td>オ 区分2</td><td>414 単位</td></tr> <tr><td>カ 区分1以下</td><td>360 単位</td></tr> </table> <p>② (3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <table border="0" data-bbox="517 1839 858 2022"> <tr><td>ア 区分6</td><td>826 単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>709 単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>627 単位</td></tr> <tr><td>エ 区分3</td><td>486 単位</td></tr> <tr><td>オ 区分2</td><td>337 単位</td></tr> <tr><td>カ 区分1以下</td><td>292 単位</td></tr> </table>	ア 区分6	910 単位	イ 区分5	793 単位	ウ 区分4	712 単位	エ 区分3	563 単位	オ 区分2	414 単位	カ 区分1以下	360 単位	ア 区分6	826 単位	イ 区分5	709 単位	ウ 区分4	627 単位	エ 区分3	486 単位	オ 区分2	337 単位	カ 区分1以下	292 単位	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 3</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 4</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 5</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
ア 区分6	910 単位																										
イ 区分5	793 単位																										
ウ 区分4	712 単位																										
エ 区分3	563 単位																										
オ 区分2	414 単位																										
カ 区分1以下	360 単位																										
ア 区分6	826 単位																										
イ 区分5	709 単位																										
ウ 区分4	627 単位																										
エ 区分3	486 単位																										
オ 区分2	337 単位																										
カ 区分1以下	292 単位																										

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>③ (4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 774 単位</p> <p>イ 区分5 657 単位</p> <p>ウ 区分4 575 単位</p> <p>エ 区分3 440 単位</p> <p>オ 区分2 292 単位</p> <p>カ 区分1以下 252 単位</p> <p>(6) 令和6年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の①から③までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>① (2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 698 単位</p> <p>イ 区分5 651 単位</p> <p>ウ 区分4 617 単位</p> <p>② (3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 612 単位</p> <p>イ 区分5 566 単位</p> <p>ウ 区分4 533 単位</p> <p>③ (4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 561 単位</p> <p>イ 区分5 515 単位</p> <p>ウ 区分4 482 単位</p> <p>(7) 令和6年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の①から③までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>① (2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 605 単位</p> <p>イ 区分5 558 単位</p> <p>ウ 区分4 525 単位</p> <p>② (3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 520 単位</p> <p>イ 区分5 474 単位</p> <p>ウ 区分4 440 単位</p> <p>③ (4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>ア 区分6 469 単位</p> <p>イ 区分5 422 単位</p> <p>ウ 区分4 389 単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 6</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(8) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV) については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助 (1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。) を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(9) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助 (1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。) を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>区分 6</u> <u>940 単位</u> ② <u>区分 5</u> <u>824 単位</u> ③ <u>区分 4</u> <u>742 単位</u> ④ <u>区分 3</u> <u>590 単位</u> ⑤ <u>区分 2</u> <u>441 単位</u> ⑥ <u>区分 1 以下</u> <u>387 単位</u></p> <p>(10) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費 ((5) から (7) まで及び (9) に規定する場合を含む。) の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の二の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</u></p> <p>② <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u> <u>ア 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70</u> <u>イ 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</u></p> <p>③ <u>共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 8</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 9</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10 の (1) 平 18 厚告 550 の十の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10 の (2)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10 の (3)</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p>	<p>④ <u>一体的な運営が行われている共同生活住居（③に該当する共同生活住居を除く。）の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10 の (4)</p>	
	<p>(11) <u>第 8 の 35 の(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、第8の35の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 11</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
	<p>(12) <u>利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(6)及び(7)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(6)及び(7)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 12</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
	<p>(1) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 1</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
	<p>(2) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 2</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>(3) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 3</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>(4) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(2)及び(3)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(5) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(6) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</u></p> <p>(7) <u>外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</u></p> <p>① <u>従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</u></p> <p>② <u>基本サービスの提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に</u> <u>ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</u> <u>イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注4</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注5</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注6</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7の(1) 平18厚告550の十一</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7の(2)</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2の3 受託居宅 介護サービス費	③ <u>共同生活住居の入居定員が 8 人以上である場合 100 分の 90</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 7 の (3)	
	④ <u>共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 87</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 7 の (4)	
	(8) <u>第 12 の 35 の (2) 又は (3) に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、第 12 の 35 の (3) に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 8	適宜必要と認め る報酬関係資料
	(9) <u>利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 9	適宜必要と認め る報酬関係資料
2の3 受託居宅 介護サービス費	<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者(区分 2 以上に該当する利用者に限る。)に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 3 の注	適宜必要と認め る報酬関係資料
2の4 福祉専門 職員配置等加算	(1) <u>福祉専門職員配置等加算 (I) については、世話人又は生活支援員(世話人等)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定共同生活援助事業所等)において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助等)を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1	適宜必要と認め る報酬関係資料
	(2) <u>福祉専門職員配置等加算 (II) については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、(1)</u>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 2	適宜必要と認め る報酬関係資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>2の4の2 視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算</p>	<p><u>の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>（3）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（Ⅰ）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>① 世話人等とし配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</u></p> <p><u>② 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</u></p> <p>視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1、第6の1又は第10の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の4の注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の4の2の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>2の4の3 看護職員配置加算</p>	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の4の3の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>2の5 夜間支援等体制加算</p>	<p><u>（1）夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>（2）夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用</u></p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の5の注1</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に依り、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるように、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(2)の夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(4) 夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従業者を1名配置しているものに限る。以下(5)及び(6)において同じ。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(5) 夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</p>	<p>の注2</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注4</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注5</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>において、<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については、加算しない。</u></p> <p><u>（6）夜間支援等体制加算（Ⅵ）については、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、夜間支援等体制加算（Ⅳ）又は夜間支援等体制加算（Ⅴ）の算定対象となる利用者については、加算しない。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 6</p>	<p>適宜必要と認め る報酬関係資料</p>
<p><u>2 の 5 の 2 夜勤 職員加配加算</u></p>	<p><u>第 6 の 1 の (4) に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 2 の注</p>	<p>適宜必要と認め る報酬関係資料</p>
<p><u>2 の 6 重度障害 者支援加算</u></p>	<p><u>（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</u></p> <p><u>（2）重度障害者支援加算（Ⅱ）については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活</u></p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 平 18 厚告 551 の十六のイの(1)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 2 平 18 厚告 551 の十六のイの(2)</p>	<p>適宜必要と認め る報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認め る報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2の7 医療的ケア対応支援加算	<p>援助事業所において、区分4以上に該当し、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。</p> <p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号の五の二に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の7の注 平18厚告556の五の二</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
2の8 日中支援加算	<p>(1) 日中支援加算（Ⅰ）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。</p> <p>(2) 日中支援加算（Ⅱ）については、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第15の1の8の注1</p> <p>平18厚告523別表第15の1の8の注2</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
3 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を</p>	<p>平18厚告523別表第15の2の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 入院時支援特別加算	<p>行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中 2 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等においては、加算しない。</p> <p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第 2 の 1、第 6 の 1 又は第 10 の 1 の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 3 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
4 の 2 長期入院等支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第 2 の 1、第 6 の 1 又は第 10 の 1 の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して 3 月に限る。）について、1 日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、4 の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 3 の 2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
5 帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月に 1 回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 4 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
6 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 5 の注	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>7 地域生活移行 個別支援特別加算</p>	<p>(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)ただし、5の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。</p> <p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のロ、七の二のロ又は八のイに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(指定共同生活援助事業者等)が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の6の注 平18厚告551の十六のロ 平18厚告551の十七の二のロ準用(十七のロ) 平18厚告551の十八のイ 平18厚告556の九</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>7の2 精神障害者地域移行特別加算</p>	<p>運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、第2の1、第6の1又は第10の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の6の2の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
<p>7の3 強度行動障害者地域移行特別加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であつて当該施設等を退所してから1年以内のものうち、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の6</p>	<p>平18厚告523 別表第15の6の3の注 平18厚告551の十六のハ準用(四の二) 平18厚告551の十七のハ準用(四の二) 平18厚告543の四十準用(四)</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
7の4 強度行動障害者体験利用加算	<p><u>の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</u></p> <p><u>平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。</u></p>	<p>平18厚告523別表第15の6の4の注 平18厚告551の十六のハ準用（十一の二） 平18厚告551の十七のハ準用（四の二） 平18厚告543の四十準用（四）</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
8 医療連携体制加算	<p><u>(1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</u></p> <p><u>(2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</u></p> <p><u>(3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合利用者については、算定しない。</u></p> <p><u>(4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については、医</u></p>	<p>平18厚告523別表第15の7の注1</p> <p>平18厚告523別表第15の7の注2</p> <p>平18厚告523別表第15の7の注3</p> <p>平18厚告523</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認め</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>療機関等との連携により、看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号の五の七に規定する厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(5) 医療連携体制加算(V)については、療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(6) 医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の7の医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算(I)から(IV)までのいずれかを算定している場合にあっては、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算(VII)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六の二、十七の二又は十八のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の4の3の看護職員配置加算又は2の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>別表第15の7の注4 平18厚告556の五の七</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の注5</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の注6</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の注5 平18厚告551の十六の二 平18厚告551の十七の二準用(十六の二) 平18厚告551の十八のロ準用(十六の二)</p>	<p>報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
9 通勤者生活支援加算	<p>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の8の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>
10 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実</p>	<p>平18厚告523 別表第15の9の注 平18厚告543の四</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<p>施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2 から9まで(2の2、2の2の2、2の3及び2の5の2を除く。(2)の①、(3)の①、11の(1)の①及び11の(2)の①において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から8まで(2の2、2の3、2の5及び2の7の(1)を除く。(2)の②、(3)の②、11の(1)の②及び11の(2)の②において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9まで(2の5の2、2の6及び7の3を除く。(2)の③、(3)の③、11の(1)の③及び11の(2)の③において同じ。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2 から9までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から8までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>① 指定共同生活援助事業所の場合 2 から9までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>② 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から8までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p> <p>③ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</p>	十一	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<p>11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の四十二の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>①指定共同生活援助事業所の場合 2から9までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から8までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>①指定共同生活援助事業所の場合 2から9までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>②日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 2の2から8までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>③外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 2の2の2から9までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p>	<p>平18厚告523別表第15の10の注 平18厚告543の四十二 十七(準用)</p>	<p>適宜必要と認められる報酬関係資料</p>

(注) 下線を付した項目が標準確認項目